



## SAVE LIVES: Clean Your Hands ～清潔な手が命を救う～

毎年10月15日が「世界手洗いの日」(Global Handwashing Day)ということをご存知ですか？

正しい手洗いを広めるため、国際衛生年であった2008年に、定められました。

私たちの生活には、当たり前にある水やトイレ、そして食事・・・それらが不足しているために、不衛生な環境や生活習慣を強いられ、下痢や肺炎にかかって命を失う子どもたちが年間約150万人もいます。もし、せっけんを使って、正しく手を洗うことができれば、年間100万人もの子どもの命が守られ、また、下痢によって学校を休まなければいけない子どもたちが大幅に減ります。(日本ユニセフ協会HP <https://handwashing.jp/> より)

今、改めて「手を洗うこと」を徹底し、衛生と命について考えていきましょう。

## 70歳までの就労確保が努力義務に ～改正高年齢者雇用安定法成立へ

### ◆改正高年法が成立

新型コロナウイルスに関する騒動のなかで、大きく報道される機会が減ってしまった印象の今国会審議中の改正法案ですが、3月末に、従業員の70歳までの就労確保を努力義務とする改正高年法(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律)が雇用保険法や労災保険法などとあわせて成立しました。来年4月の施行とされています。

### ◆65歳から70歳までの高年齢者就業確保措置が努力義務に

現在、平成25年改正により、65歳までの「高年齢者雇用確保措置」が企業に義務付けられています。「高年齢者雇用確保措置」とは、「**定年の引上げ**」「**継続雇用制度の導入**」「**定年の廃止**」のいずれかの措置をいい、あくまで「雇用」を前提としたものになっていますが、今回の改正では、**65歳から70歳までの「高年齢者就業確保措置」**として、これらに加え、労使で同意したうえでの雇用以外の措置(継続的に業務委託契約する制度、社会貢献活動に継続的に従事できる制度)の導入のいずれかを講ずること～項目としては「**別の会社への再就職**」「**フリーランス契約への資金提供**」「**起業の後押し**」「**社会貢献活動への参加支援**」～を、企業の努力義務にするとしています。これまでの考え方にない措置が登場している点は注目になります。高年齢者就業確保措置の実施や運用の詳細については、今後指針が出される予定です。施行まで1年と短いので、最新情報を注視していく必要があります。

### ◆今後の雇用の在り方について検討を

今回の改正は、現状、努力義務とされていますが、将来的には義務化も検討されています。高齢者の雇用については、年金法の改正による老齢年金の受給開始時期の拡大や雇用保険法の改正なども密接に絡み合うものです。少子高齢化や労働力人口の減少は避けられない状況のなか、企業としても、高齢者雇用をはじめとした、これからの雇用の在り方をしっかり検討していきたいところです。

#### 編集後記

今年のゴールデンウィークは、一日も早いコロナウイルス感染収束の為、極力外出を控えつつ、家に居る時間が楽しくなるよう工夫された方も沢山いらっしゃったかと思います。・・・皆様、本当にお疲れ様です。なかなか出口が見えない日々、不安はありますが、引き続き前に向かって進みましょう。さて、5月2週目の日曜日は母の日でした。直接会えなくても、電話やメールで「ありがとう」を伝える手段はありますが、今はスマートフォンやパソコンの機能で、顔を見ながら話することもできますね。テレビ電話なんて一昔前は夢のような話でしたが、こうした技術を開発した人々のお蔭で、夢が可能となりました。使われた方は、画面に映るお母さんの笑顔に安堵されたのではないのでしょうか。来月は父の日が控えています。感謝や健康を祈る気持ちは遠くからでも伝わります。現代ならではのオンライン親孝行ですね。

## TOPICS

### 改正健康増進法が全面施行 喫煙ルールがどう変わったのか？

#### ◆オフィスを含む多くの施設が「屋内原則禁煙」に

4月1日から改正健康増進法が全面施行され、望まない受動喫煙を防止するための喫煙ルールが大きく変わりました。同法により、2019年7月に学校や病院、児童福祉施設、行政機関等での「原則敷地内禁煙」が始まっていましたが、全面施行により、多くの施設が「屋内原則禁煙」になりました。

ただ、オフィスや飲食店等は、喫煙専用室と加熱式タバコ専用喫煙室の設置が認められています。また、加熱式タバコ専用喫煙室では、経過措置として、飲食等を行うことが可能となっています。施設に喫煙室を設置する際には、指定された標識の設置が義務付けられています。紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等は禁止となっています。

また、20歳未満の人(従業員を含む)は、たとえ喫煙を目的としない場合であっても、喫煙エリアへの立入りは禁止となります。

改正健康増進法では、施設の管理権原者(管理者)にこれらの行為の禁止が義務付けられています。違反した場合は、都道府県記事からの指導、勧告、命令が行われ、悪質な場合には企業名の公表や罰金が科せられることもあります。

#### ◆その他留意すべき点

以上の措置が改正健康増進法において定められていますが、本法とは別に、各自自治体個別の細かなルールが受動喫煙防止条例として制定されているので確認が必要です。

また、労働安全衛生法においては、事業者に対して屋内における労働者の受動喫煙を防止するための努力義務を課しています。これらの法律の規定により事業者が実施すべき事項をまとめたガイドラインが策定されています。詳細については、以下をご確認ください。

#### 【厚生労働省

「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/000524718.pdf>

## Harmony通信 2020.05

#発行：2020年5月10日

#編集・構成：合同会社Melody



Harmony司法書士行政書士事務所

Harmony社会保険労務士事務所

合同会社Harmony

住所：〒980-0011 仙台市青葉区上杉 2-3-38

クラッセ上杉ビル 4F

TEL: 022-796-9231

FAX: 022-796-9232

URL : <http://www.harmony-office.com/>

mail : [info@harmony-office.com](mailto:info@harmony-office.com)

